う。）以外のものには、そのいずれの部分にも、加工原料乳が、その月に当該乳業工場において処理又は加工をされた生乳（製造特定生乳を除く。）の数量に対する当該生乳のうちの加工原料乳と認められるものの数量の割合に応じて含まれるものとし、各月に一の乳業工場から他の乳業工場へ生乳が搬出された場合には、当該一の乳業工場に搬入された生乳のうち他の乳業工場から搬入されたもの以外のものがまず搬出されたものとして算出するものとする。

一　その月に当該乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から搬入されたものを除く。）であつて対象事業者が行つた対象事業に係るもの（当該乳業工場から他の乳業工場へ売買により搬出されたものを除く。）についての当該対象事業者ごとの加工原料乳の数量

二　その月に当該乳業工場に他の乳業工場から売買によらず搬入された生乳についての当該他の乳業工場ごとの加工原料乳の数量

3　都道府県知事は、前項第一号に掲げる数量について当該都道府県知事が受けた法第五条第七項の規定による通知に係る対象事業者以外の対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量を算出したときはその数量を農林水産大臣（当該対象事業者について同項の規定による通知が他の都道府県知事にあつた場合にあつては、当該他の都道府県知事）に、前項第二号に掲げる数量について他の都道府県の区域内の乳業工場から搬入された生乳に係る加工原料乳の数量を算出したときはその数量を当該他の都道府県の知事に、遅滞なく、通知しなければならない。

4　農林水産大臣は、毎月、対象事業者ごとに、第二項第一号に掲げる数量のうち当該対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量の合計数量に前項の規定により通知を受けた当該対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量の合計数量を加えて得た数量をもつて、その月に当該対象事業者が行つた対象事業に係る加工原料乳の数量とするものとする。

（同一乳業者の二以上の乳業工場に係る加工原料乳の数量の算出方法等の特例）

第六条　農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域内に同一の乳業者が二以上の乳業工場を有しているときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該二以上の乳業工場を一の乳業工場とみなし、かつ、その一とみなされた乳業工場は指定乳業工場（当該二以上の乳業工場の中から農林水産大臣が指定する一の乳業工場をいう。以下この条において同じ。）が所在する都道府県の区域内に所在するものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該二以上の乳業工場のうち指定乳業工場以外のもの（以下この条において「一般乳業工場」という。）が所在する都道府県の知事は、各月に当該一般乳業工場に生乳を搬入した者（当該一般乳業工場に他の乳業工場から生乳が搬入された場合における当該他の乳業工場を含む。）ごとのその搬入に係る生乳の数量並びに当該生乳のうちの製造特定生乳及び他の乳業工場から売買により搬入されたものの数量、各月に当該一般乳業工場から生乳が搬出された他の乳業工場ごとのその搬出に係る生乳の数量並びに各月に当該一般乳業工場において処理又は加工をされた生乳の数量及び当該生乳のうちの加工原料乳と認められるものの数量を指定乳業工場が所在する都道府県の知事に通知しなければならない。

（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第七条　法第九条第五項に規定する事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする第一号対象事業者（同条第一項に規定する第一号対象事業者をいう。次項並びに第十六条第一項及び第二項において同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の承諾を得た第一号対象事業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

（指定の解除）

第八条　法第十三条第一項の規定による指定の解除は、当該指定の解除の理由（当該指定の解除の理由が同項第三号による場合を除く。）及びその解除の効力が生ずべき日を示し、少なくともその日の三月前に、書面により行わなければならない。

2　前項の規定は、法第十三条第二項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、前項中「理由（当該指定の解除の理由が同項第三号による場合を除く。）」とあるのは、「理由」と読み替えるものとする。

（法第十七条第一項の政令で定める乳製品）

第九条　法第十七条第一項の政令で定める乳製品は、次に掲げるもののうち、指定乳製品以外のものとする。

一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第〇四・〇二項に掲げるもの（第〇四〇二・九一号及び第〇四〇二・九九号の一の㈠に掲げるものを除く。）

二　関税定率法別表第〇四〇三・九〇号の一に掲げるもの（バターミルクパウダーその他の固形状のものに限る。）

三　関税定率法別表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるもの

四　関税定率法別表第〇四・〇五項に掲げるもの

（独立行政法人農畜産業振興機構への売渡しを要しない場合）

第十条　法第十八条第一項第二号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　指定乳製品等（法第十七条第一項に規定する指定乳製品等をいう。以下同じ。）であつて関税定率法第十四条、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の二第一項又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第六条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除されるものを輸入するとき。

二　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二又は関税暫定措置法第八条の六第一項の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入するとき（法第十八条第二項に規定する場合を除く。）。

三　環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二―Dの日本国の関税率表についての一般的注釈4(a)、(h)、(i)、(dd)、(ee)、(gg)又は(hh)の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入するとき。

（法第十八条第二項の政令で定める用途）

第十一条　法第十八条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。

全ての指定乳製品等	国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）における販売
バター及びバターオイル並びに脱脂粉乳	沖縄県の区域内における還元乳の製造 沖縄県の区域内の乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造
バター及びバターオイル	本邦と外国との間を往来する航空機内における提供